公

莊

第二千三百四十九号

平成十六年七月七日

保安林の指定解除予定..... 告 示 次 **林** 政 課 :

告

目

同法第十条第二項の規定による公告..... 大規模小売店舗の変更の届出... 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する (経営振興課) (異 民 生 活)

策生

課活

モニタリングカーの交換に係る一般競争入札..... **(**経 理 課 :

整備和 務水地 事務 外地 所) : 껃

껃

同 : 껃띡

選挙管理委員会

右

同

道路の位置の指定.....

土地改良事業計画変更の同意

先機 関

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の 一部改

事 務 局 :

Ħ.

示

青森県告示第四百八十三号

十六年法律第二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、 森林法

(昭和二

平成十六年七月七日

解除予定保安林の所在場所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森市大字横内字鏡山四三の六 (次の図に示す部分に限る。)

=保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

保安林を解除しようとする理由

Ξ 道路用地とするため

え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備

公

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十六年七月七日

青森県知事

吾

Ξ 村 申

申請に係る特定非営利活動法人の名称

平成十六年六月二十五日

申請のあった年月日

Ξ 代表者の氏名 市ノ渡 特定非営利活動法人野辺地町国際交流協会 廣志

主たる事務所の所在地 上北郡野辺地町字野辺地三三五の一

兀

定款に記載された目的 この法人は、外国との友好親善と町の活性化に関する事業を行い、

人材の育成並

びに郷土発展に貢献し、世界の平和に寄与することを目的とする。

五

大規模小売店舗の変更の届出

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による

平成十六年七月七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

青

弘前ステーションビル

森

弘前市大字表町二の一一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目二の二

代表取締役 大塚陸毅

弘前ステーションビル株式会社

弘前市大字表町二の一一

代表取締役 三浦忠三

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社キャンドゥ

東京都板橋区板橋三丁目九の七

代表取締役社長 城戸博司 外十六者

兀 変更しようとする事項

六

五

届出年月日

平成十六年六月二十五日

届出書及び添付書類の縦覧

場 所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2

期間

平成十六年七月七日から同年十一月七日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

七

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十六年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

 $(\Box)$ 

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

るに営設舗小大 事関方のの売規 頭す法運施店模 面模 積小			X
きる時間帯で ることがです です	閉店行て店大 店時う小舗規 時刻者売に模 刻及の業お小 び開をい売	傾の合計 小売店舗内の	分
・年末年始三十日間 ・年末年始三十日間 ・年末年第三十日間	三十分 閉店時刻 午後七時 日間午前九時) 三十分 午後七時 日間年前九時)	トル 四、七五〇平方メー	変更前
二十四時間	世界 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	ル 〇三八平方メート	変更後
<b>≂平</b> <b>=</b> 成 <b>-</b>			年変 月 日更

 $(\equiv)$ 意見及びその理由

4

意見書は、日本語により記載すること。

モニタリングカー の交換に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十六年七月七日

青森県知事

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入

札説明書による。 モニタリングカー 一台

平成十七年三月十一日

納入期限

納入場所

人札説明書による。

兀 入札に参加する者に必要な資格

- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号(物品等の競争入札参加資格) 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号 (物品等の競争入札参加資格) 一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。
- ていない者であること。 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、 知事の指名停止の措置を受け
- 明した者であること。 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証
- ていることを証明した者であること。 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され

五 入札書の提出場所等

> Ξ 村 申

吾

 $(\Box)$ 日時

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

なお、時間は入札説明書による。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則 (昭和三十九年

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

かつ、九の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 その他

- 契約手続において使用する言語及び通貨
- 2 入札者に求められる義務

日本語及び日本国通貨

明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。 県出納局経理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証 ればならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求め を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなけ 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森

入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わ

青森市長島一丁目一の

青森県出納局経理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

入札書の提出期限

2

平成十六年八月十六日 午後五時十五分

開札の場所及び日時

3

場 所

青森市長島一丁目一の

平成十六年八月二十四日

三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行

容の変更に応じなければならない られた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内

3

に係る入札書のみを落札対象とする。 交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の〇の製作仕様書等

入札の無効

4

反した入札は、無効とする。 へ札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

入札書の記載方法

5

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 (捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

## SUMMARY

Nature a n d quantity o f t h e products t o

٥ Φ purchased:

青

 $\Theta$ 

One

(1) Monitoring

Car

N

Time limit f o r tender:

ΩI

a onta ဂ + Ъ oin + f or t h e notice:

ယ

Managemen + S ection

Management Division

Aomori

Prefectural

Government

1 1-1Nagashima

Aomori City, Aomori

030 - 8570

JAPAN

TEL 017 - 734 - 9098

### 出 先 機 関

# 土地改良事業計画変更の同意

同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。 南郷村に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十六年六月二十三日同意したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の三第一項の規定により、 平成十六年七月七日

三戸地方農林水産事務所長

奈

良

畄

修

事業名 基盤整備促進

地区名 鳩田

十和田県土整備事務所告示第六号

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

平成十六年七月七日

十和田県土整備事務所長 清 藤

栄

西一七九の一十和田市大字	位	
二本木字並木	置	
ル六 七 : 三	延	
七・三七メート	長	
六・〇〇メート:	幅	
メートル	員	
≍平 ☆成 ☆ 読	年指 月 日定	

十和田県土整備事務所告示第七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二

三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

平成十六年七月七日

十和田県土整備事務所長

清

藤

栄

の四七一及び一七の四七三三沢市大字三沢字堀口一七 位 置 ルガ五・七二メート 延 長 六・〇三メートル 幅 員 三平 が が 言 年指 月 日定

#### 選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号 (個人演説会等を開催する

平成十六年七月七日

青森県選挙管理委員会委員長 田

中

正

Ξ

表中

ター 裾野地区体育文化交流セン " 大字十面沢字轡八の九

を

大字末広四丁目一〇の一

弘前市学習情報館

"

ター 裾野地区体育文化交流セン

"

大字十面沢字轡八の九

に改める。

- 弘前市農村環境改善センタ

大字大森字勝山八一の一

"

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社 青森市第二問屋町三丁目 |番七七号 |(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

(発 養育 高 一 大 一 大